筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和２年２月19日
条例第１号

改正　　令和５年３月22日条例第６号　　令和６年３月25日条例第３号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与（第４条―第18条）
第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与（第19条―第28条）
第４章　パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第29条・第30条）
第５章　雑則（第31条―第33条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第５項及び204条第３項の規定に基づき、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　フルタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

⑵　パートタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第３条　この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

２　給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員による申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

第２章　フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料表）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表に定めるところによる。

（職務の基準）

第５条　フルタイム会計年度任用職員の基準となる職務は、定型的又は補助的な業務を行う職務とする。

（号給）

第６条　新たに第４条の規定による給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、組合規則で定める基準により任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第15条第２項を除き、以下同じ。）が決定する。

（給料の支給）

第７条　筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和48年条例第３号。以下「給与条例」という。）第７条及び第８条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第８条第４項中「勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（地域手当）

第８条　給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第９条　給与条例第11条の３の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第10条　給与条例第13条第１項、第３項及び第４項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表左欄に掲げる給与条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第１項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員
第13条第３項	勤務時間条例第６条の規定により、あらかじめ同条例第４条第２項又は第５条により割り振られた１週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間
第13条第４項	勤務時間条例第４条第１項、第５条及び第６条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
第13条第１項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員

（休日勤務手当）

第11条　給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中次の表左欄に掲げる字句は、同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

勤務時間条例第４条第１項及び第５条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
筑西市勤務時間条例第９条	筑西市職員の勤務時間、休暇に関する条例（平成17年条例第29号）第９条
勤務時間条例第５条及び第６条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
おいて、正規の勤務時間	おいて、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）

（夜間勤務手当）

第12条　給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第13条　給与条例第17条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　前項において準用する給与条例第17条第１項の勤務は、第10条において準用する給与条例第13条第１項、第11条において準用する給与条例第14条及び前条において準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

（端数処理）

第14条　第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条において準用する給与条例第13条、第11条において準用する給与条例第14条及び第12条において準用する給与条例第15条の規定により勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じ

るときにあってはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じるときにあってはこれを１円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第15条　給与条例第19条から第19条の３までの規定は、任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期が６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったとき（任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第２項及び第３項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

⑴　給与条例第20条の規定は、任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

⑵　前条第２項及び第３項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が６月以上のときは、第１項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（特殊勤務手当）

第16条　給与条例第11条の５第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　特殊勤務手当の種類、支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年条例第７号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条　第10条において準用する給与条例第13条、第11条において準用する給与条例第14条及び第12条において準用する給与条例第15条並びに次条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから組合規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第18条　フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

第３章　パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第３条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

２　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

４　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第４条から第６条までの規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第11条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

（時間外勤務に係る報酬）

第20条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員に対し、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務１時間につき、第27条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

⑴　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

⑵　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対し、勤務１時間につき、第27条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間の合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　次に掲げる時間の合計が１月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対し、前３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第27条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

⑴　第1項の勤務の時間　100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

⑵　前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第21条　祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、休日勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第27条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命じられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第22条　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対し、夜間勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき第２７条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（報酬の端数処理）

第23条　第28条の規定により減額する勤務1時間当たりの報酬額及び前３条の規定により勤務１時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じるときにあってはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じるときにあってはこれを１円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第24条　給与条例第19条から第19条の３までの規定は、任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短い者として組合規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第４項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して組合規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２　任期が６月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

⑴　給与条例第20条の規定は、任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして組合規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第３項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して組合規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

⑵　前条第２項及び第３項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が６月以上のときは、第１項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（特殊勤務に係る報酬）

第25条　特殊勤務手当条例第５条及び第６条に規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（報酬の支給）

第26条　報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、組合規則で定める期日に支給する。

２　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職

員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務１時間当たりの報酬額の算出）

第27条　第20条から第22条までに規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額による報酬　第19条第１項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから組合規則で定める時間を減じたもので除して得た額

⑵　日額による報酬　第19条第２項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

⑶　時間額による報酬　第19条第３項の規定により計算して得た額

２　次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　月額による報酬　前項第１号の規定により計算して得た額

⑵　日額による報酬　前項第２号の規定により計算して得た額

（報酬の減額）

第28条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第１号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

２　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第２号に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

第４章　パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

（通勤に係る費用弁償）

第29条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条の３第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第11条の３第２項から第６項までの規定の例による。ただし、給与条例第11条の３第２項第２号に掲げる職員であって自動車（自動二輪車を除く。）を使用する者の通勤に係る費用弁償の額は、当該職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同号アからスまでに定める額とする。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第30条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　旅行に係る費用弁償の額は、筑西広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和45年条例第４号）の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第５条第１項に規定する行政職給料表における１級に相当するものとする。

第５章　雑則

（管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第31条　この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（休職者の給与）

第32条　休職者については、休職の期間中において、いかなる給与も支給されない。

（委任）

第33条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月22日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附　則（令和６年３月25日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第１条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（組合規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

別表（第４条関係）

行政職給料表

号給	給料月額
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800

8	169, 900
9	170, 900
10	172, 300
11	173, 600
12	174, 900
13	176, 100
14	177, 600
15	179, 100
16	180, 700
17	181, 800
18	183, 200
19	184, 600
20	186, 000
21	187, 300
22	189, 600
23	191, 800
24	194, 000
25	196, 200
26	197, 900
27	199, 400
28	200, 900
29	202, 400
30	203, 800
31	205, 200
32	206, 600
33	208, 000
34	209, 300
35	210, 600
36	211, 900
37	213, 200
38	214, 400
39	215, 600
40	216, 700
41	217, 800
42	218, 900
43	219, 900
44	220, 900
45	221, 800
46	222, 700
47	223, 600
48	224, 500
49	225, 400
50	226, 300
51	227, 200
52	228, 100
53	228, 900
54	229, 800
55	230, 700
56	231, 500
57	213, 800
58	232, 600

59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第３１条に規定する会計年度任用職員を除く。